

# ヘッジファンド・アクティビズムの新潮流<sup>(上)</sup>

## —ウルフパック戦術（群狼戦術）と金融商品取引法—

武井一浩弁護士

### 一 ヘッジファンドと上場企業法制

わが国の企業法制度上の議論においても、アクティビスト型ファンドを典型とする活動的株主が一層注目を集めている。世間で関心を集め上場企業をめぐる株主提案の一方の主役としてこうしたファンドが関与していることも少なくない。

数あるファンドの中でも「ヘッジファンド」は、その定義が法制度上明確に置かれている国はまだないようだが、その投資手法において取り得る選択肢が投資信託など他の集団投資スキームに比して規制または制約が少ないこと（注一）に一つの特徴がある。その裏返しとして、市場指標と連動しない絶対的リターン（注二）を上げることを追求することも重要な特徴といえる。

日本では、ウルフパック戦術について日本語で解説した論稿がまだあまりないようなので、本稿はその概要と、日本での今後の「ウルフパック対策」として上場企業法制度において提起されている論点について概要を紹介する。本稿が今後の日本における議論の一助となれば幸いである。

### 二 ヘッジファンド・アクティビズムとウルフパック戦術

ヘッジファンドは、絶対的リターンの達成によって（背後の）投資家から信頼を得て多大な資金を集めることで年々大規模化し、資本市場における影響力も高まっている。その中でも上場会社の株式に投資するアクティビスト型ヘッジファンドは、二〇〇〇年代の「コーポレート・ガバナンスにおいても多大な影響力を發揮するに至っている。

米国では、二〇〇五年以降にアクティビスト型ヘッジファンドによる上場企業に対する株主提案が顕著となり、こうした現象は「ヘッジファンド・アクティビズム」とも呼ばれている。

一九八〇年代の敵対的買収、一九九〇年代の株主の機関化を経て、(次の一〇年間である)二〇〇〇年代を象徴する動きであると評する者もある。欧州企業に対してもヘッジファンド・アクティビズムは活発であり、二〇〇八年度に

入っても資産売却などを原資とした増配圧力は強まる一方である。

こうしたヘッジファンド・アクティビズムの過程において、エクイティ・デリバティブの手法を駆使して各国の大量保有報告制度等（注七）に基づく開示を行うことなく、上場企業株式に対する一定の権益を取得し機会をみて複数のファンドが一齊に上場企業側に対して攻勢をかけ自らの要求を実現させる行為が採られることがある。こうした行為は欧米の資本市場では「ウルフパック戦術（群狼戦術）」との業界用語を付され、脅威として話題となっている。

ウルフパック戦術の語源は、第二次世界大戦中にドイツ軍等により行われた、複数の潜水艦が偵察機から送られてきた情報から進行方向を予測し予測海域で待ち伏せをして、相手軍を撲滅させる作戦からきている。まさに暗闇から同じ獲物を狙つた多くの狼が突然不意打ちで襲いかかってくる状況を表現したものである。

### 三 ウルフパック戦術の効用・脅威

示されることなく、タイミングを見計らつて突如として表面化することに、戦術としての一つのミソがある。

たとえば、ウルフパック戦術が採られた実際の事案で、ほぼ同じ内容の文面のファックスが、「グループ」であるとの開示がない多数のファンドから同時に群れをなして会社宛に一齊に送られてくることがある。上場企業側からすると、大量保有報告制度における事前開示などもなく、一つのアジェンダについて、複数かつ多数のファンドから同じ方向でのステートメントや結論が突然示された場合（たとえば「現経営陣は〇〇の理由で株主利益に反する非効率な経営を行っている」とか「現経営陣は〇〇の理由で法的義務に違反した業務執行の疑いや職権濫用の疑いがある」といったステートメントなど）自社の株主の大半がそうした意見なり結論を有しているという錯覚を持って不思議でない（注九）。あるいは、そうした同種の声明を複数のファンドが対外的に出すような場合は、世間およびその報に接した一般株主に対して、そうした声明が事実として正しい、あるいは正当性があると思われる効果も有する。

こうした複数のファンドの行動の実態が、ファンド側が水面下で相互に連絡をし合つた上で戦術として採られているのであれば、水面下の協調行動は「グループ」（日本法でいうならば「保有者」あるいは「共同保有者」）として

のパッシブな機関投資家と異なり、保有した上場株式の企業支配権をめぐつて、委任合戦・株主総会決戦などアグレッシブな手法を探ることも少くない。その過程で一部のヘッジファンドが採つているウルフパック戦術が、各國の証券法制度上の「大量保有報告制度」（注五）等との間でコンフリクトを生じさせているのである。

そしてつい最近欧米においては、ウルフパック戦術で活用され得る一定のエクイティ・デリバティブに対し、注目すべき制度対応が公表されている。たとえば米国では今年六月一日、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所において、二つのファンドがある上場企業株式について（当該株式の保有と）トータル・リターン・スワップ（Total Return Swap）による相当量のエクイティ・スワップ・ポジションの保有さえもターゲットとなり得る。ヘッジファンドをめぐつて議論される制度論は、（ヘッジファンドに投資する）投資家保護からのものや金融システム全体の安定性の観点からのもの（注四）も多いが、上場株式を投資先とするヘッジファンドについては、上場企業法制度の観点からも論点が提起されるわけである。

現に欧米で大きな関心を集めているのが、一部のアクティビスト型ヘッジファンドがとつている「ウルフパック戦術（群狼戦術）」である。アクティビスト型ヘッジファンドは、他の通常株式に係るエクイティ・スワップ（Contracts for Differences）について、大量保有報告制度に対する旨のアナウンスが出されている。英國では、今年七月一日に、FSA (Financial Services Authority) から、英国内の上場株式に係るエクイティ・スワップ（Contracts for Differences）について、大量保有報告義務の対象とする旨のアナウンスが出された。欧州大陸諸国でもこうした開示規制強化の動きは活発である。欧米の動向については、本稿に統く太田洋弁護士による〔下〕の論稿で詳述されるのでご参照いただきたい（注六）。

開示を求めるのが、各國の大量保有報告制度の共通した制度設計である。しかしながら、ファンド側は、各国の大量保有報告制度の構成要件を十分精査の上、制度で開示が求められている協調的関係はファンド間で存在しないとして、大量保有報告制度上の開示を行うことはない。より正確にいうと、ファンド側は、「自らにとつてそうした開示が戦術上有利になるタイミングまで開示を行わない。」

大量保有報告制度による開示を伴わないことで、開示を行った場合には生じたであろう対象株式の株価上昇が生じない。これは、コントロール・プレミアムを支払うことなく株式を大量に買い付けることができる（その後売却するにも利益が多額になる）、仲間のファンドが対象株式を取得するのも容易になるなど、攻めるファンド側に多大なメリットをもたらす。

また、ファンド側は、エクイティ・スワップのポジションを約定に従い任意に実現することなどで、タイミングを選んで固定価格で突如として大量に取得して開示することも可能である。こうしたタイミングを図った急速な株式の取得もウルフパック戦術に含まれる重要な特性である。市場等での株式の買増しでもなく、またスワップ契約の内容がそれまで対外的に開示されてきたわけでもないから、上場企業側は市場価値等を日頃からウォッチしていくもの予兆は把握できない。上場企業に初めてファンドの姿

示などで顕在化したもの以外はなかなか外部からわかりにくいため、水面下ではもっと事例数が多いとみるべきなのかもしれない。

なお、アクティビスト型ヘッジファンドがウルフパック戦術採ることについて、各種開示規制を回避するという結果だけで説明するのは必ずしも適切でなく、ヘッジファンドとしての性格（あるいは本能）から説明すべきなのかもしない。ヘッジファンドとしては、流動性の確保は胆であり、各種エクイティ・アリバティープの手法は当然採用するし、また少数株主にとどまつておいて出口の選択肢を多様化させておくことがまさに「ヘッジ」の基本となる。他方、「アクティビストファンド」は、たとえば売上げが安定している割安銘柄株式に投資し経営者に「モノを申して」投資先企業の企業価値向上（ただし、ファンドマネージャーの成功報酬が保有株式の時価評価で算定される場合、投資先企業の株価上昇の含み益でよい）で儲けるバリュー型手法が一つの特徴である。ヘッジファンドが、当初は少數株主にとどまりつつも、状況の必要性によってアクティビスト化したほう

（注一〇）、資本市場と上場企業に与える「奇異性」は相当強烈である。ウルフパック戦術は、エクイティ・アリバティープを駆使した新種の「マーケット・スイープ行為」でもある。

以上のようながらくりの結果（注一一）、ファンド側は、企業支配権を有するのに必要な過半数等の企業支配株式の買収行為を現に行わなくては、上場企業の取締役会の構成員を入れ替えるなど（あるいは自らの息のかかった者を取締役会の中に入れて）、自らの（多くの場合短期的な）リターンを上げる方策を実現してしまうのである。委任状合戦等の総会決戦に持ち込まれても負けてしまう（ときに譲渡された）票読みを行った上場企業側（注一二）は、いくら優れた経営方針を有していてもそうした議論を行う効果もなく、ファンド側の要求を受け入れざるを得なくなっていく。場合によつては、大量保有報告制度の開示が求められる五一ペーセント等にも満たない取得株式数で（注一三）、かつ買収資金を調達・負担することなく、買収資金を調達したのと同じ経営支配権を握り自らの要求と絶対的リターンを実現させるのである。これらがまさに「ウルフパック戦術」のすごいと脅威である。

アクティビスト型ヘッジファンドが求める成

がみえた時点でその開示内容が（それまでの他の者との水面下でのアレンジ等の結果）支配権獲得に近い状態に達していた事案も少なくなく（注一四）、資本市場と上場企業に与える「奇異性」は相当強烈である。ウルフパック戦術は、エクイティ・アリバティープを駆使した新種の「マーケット・スイープ行為」でもある。

ファンド側は、企業支配権を有するのに必要な過半数等の企業支配株式の買収行為を現に行わなくては、上場企業の取締役会の構成員を入れ替えるなど（あるいは自らの息のかかった者を取締役会の中に入れて）、自らの（多くの場合短期的な）リターンを上げる方策を実現してしまっているのである。委任状合戦等の総会決戦に持ち込まれても負けてしまう（ときに譲渡された）票読みを行った上場企業側（注一二）は、いくら優れた経営方針を有していてもそうした議論を行う効果もなく、ファンド側の要求を受け入れざるを得なくなっていく。場合によつては、大量保有報告制度の開示が求められる五一ペーセント等にも満たない取得株式数で（注一三）、かつ買収資金を調達・負担することなく、買収資金を調達したのと同じ経営支配権を握り自らの要求と絶対的リターンを実現させるのである。これらがまさに「ウルフパック戦術」のすごいと脅威である。

## 2 ウルフパック戦術の活用実態

米国のある統計では、アクティビスト型ヘッジファンドの活動が活発化した二〇〇五年初頭から二〇〇九月の間で行われたアクティビスト型ヘッジファンドによる上場企業への株主提案事案の合計五二件のうち、一五ペーセントに相当する一三件においてウルフパックの現象が認知されたとのことである。

また欧州についても、最初に行われた開示内容が（他の者のとの水面下でのアレンジの結果）支配権獲得に近い状態に達していたといつ強烈なウルフパック戦術が採られていた事例が、二〇〇三年の間の上場企業の支配権争奪事案の中で数件認知されたとの分析結果がある。

ウルフパックの存在は、最終的な持株数の開

## 商業法の諸前提に対する重大な挑戦にもなつてゐる。

本稿で取り上げているウルフパック戦術は、エクイティ・ディカッブリングに伴つて上場企業法制に対して提起されている法的論点の一つにすぎないわけである（注一六）。

エクイティ・ディカッブリングにより議決権と株式保有からの経済的権益とが分離されることとは、会社法の文脈においても重要な論点を提起している。たとえば、経済的権益を有していない議決権行使が行われることによつて「株主は、会社の企業価値・株主共同の利益が向上する方向で、議決権行使を行う」という会社法がその制度設計上採つてある一定の前提が崩されている。これに伴う弊害（正確には会社法が必ずしも想定していない事態への対応）について、欧米でも議論が活発化しつつある（注一七）。

## 3 その余の領域での法的論点

ウルフパック戦術は、エクイティ・ディカッブリングを駆使した新種のマーケット・スイープ行為の一例であることから、ライツプラン・ボイズンビルの發動要件との関連でも対策が議論されることとなる。

ライツプラン・ボイズンビルは、米国において

## 四 エクイティ・ディカッブリング、エンブティ・ボーティングと上場企業法制が受けている挑戦

### 1 エクイティ・ディカッブリング

#### エンブティ・ボーティング

ウルフパック戦術では、スワップやエクイティ・デリバティープを駆使して、対象上場株式の議決権や処分権と経済的権益（economic exposure）とを分離し当該上場株式における経済的権益と議決権を有していなかった株式における経済的権益と議決権および株式の処分権とを分離させる手法は、「エクイティ・ディカッブリング」や「エンブティ・ボーティング」現象（その有している経済的権益をはるかに超えた議決権を有している状態をいう（注一五）とも呼ばれている。

### 2 上場企業法制が受けている挑戦

会社法・金商法など現行の上場企業法制は、議決権と経済的リターンとが一致していることを前提に設計されている規律が案外多い。したがつて、こうしたエクイティ・ディカッブリングは、大量保有報告制度にとどまらず、上場企

てマーケット・ストライプ行為の堅退に現在もさわめて重要な役割を果たしており、エクイティ・ディカッブリングの手法を駆使したライツプランの無機能化のおそれは、米国の実務界でも真剣に議論されている（注一八）。これは、日本におけるライツプラン型買収防衛策についても同様に当てはまる脅威といえる。

また、エクイティ・ディカッブリングは企業が締結している契約上の一般的取扱いにおいても論点を提起している。たとえば、各種ファイナンス契約や事業上の取引契約などでは支配権異動条項（change of control clause）が各種の法的効果を伴って規定されていることが多い。エクイティ・ディカッブリングの下では支配権異動の蓋然性が高いにもかかわらずその旨を会社等が知る機会を得ないこととなり、こうした諸条項が機能不全となるおそれが生じることとなる。

## 五 日本における今後のウルフパック対策

### 1 ファンド規制論の目的別分類（ウルフパック対策の位置づけ）

ファンドに対する規制論を含めた制度論は、（網羅的かどうかはさておき）その目的別に、(1)資本市場（上場株式市場を含む）の効率性向

自体の制約とならないことも重要である。制度的対応が過剰規制とならないよう、何が公正なマーケットプラクティスなのか、理解の一途の共有が求められる判断であり、諸外国の対応状況とその帰趨も見極めていく必要があるのだろう。

### 3 ヘッジファンド・アクティビズムへの上場企業法規制上の対応のあり方

アクティビスト型ヘッジファンドの存在自体についてどう考えるのかは、企業価値向上に向けて株主および株主総会が決定すべき事項と会社役員・取締役会が決定すべき事項との接み分けのあり方と密接に関連した深遠な課題である。

欧米を席巻しているヘッジファンド・アクティビズムやエクイティ・ディカッブリングの結果、企業価値向上のための株主および株主総会が決定すべき事項と会社役員・取締役会が決定すべき事項との接み分けのあり方（所有と経営の適正な分離のあり方についての議論が共存する）が、世界的に改めて議論・研究の対象となってきた。つい先日も米国では、株主提案の活発化の中で提起された裁判において、取締役会でないと決定できない事項（株主総会だけでは決定できない事項）が米国では日本よりも広範であることを改めて示す判決が出されている（注二四）。日本でも昨年のブルドックソースの事案等を契機に所有

と経営の適正な分離のあり方についての議論が活発化しているが、所有と経営の分離のあり方は主要資本主義国で同時並行的に議論されている論点なのである。

なお誤解のないように注記しておくべきことは、本稿は、ヘッジファンドの存在や投資活動自体を何か規制すべきといったことを指摘したものではない。ヘッジファンドは資本市場に重要な流動性・厚みを提供し、かつ価格発見機能の向上等を通じて市場の効率性向上に寄与している。これは日本の資本市場にとつても重要な貢献である。また、ヘッジファンド・アクティビズムは、他の株主権の動きと同様、非効率的な経営に対して株主側がガバナンスを効かせている事象でもあり（注二五）、（濫用的買収者に該当しないなど）株主としての権利を適正に行使している限り、コーポレート・ガバナンスの促進に照らしてもアブリオリに制約されるべきものではない（会社の短期的利益と長期的利益との調整は、ヘッジファンド当事者にしている場合に限らず、所有と経営が分離している上場「株式会社」における永遠の難問である）。さらには、いかなる制度や事前規制にも至みなりリスクは不可避的に存在するのであって、一つのスキを埋めてもまた新たな裁定の手法が編み出されるかもしれない。

ただそうした中、ヘッジファンド・アクティビズムについて欧米の上場企業法規制において対

上および不公正取引の排除、(2)ファンドに投資する投資家の保護（利益相反問題を含む）、(3)金融システム全体の安全性、(4)非公開化取引等に伴う労働者等の保護、(5)国内成長産業への資金供給の活発化、(6)税法上の取扱いの中立性・公正性、(7)その他に分類できる（注一九）。本文稿で紹介しているウルフパック戦術への対策論は、(1)の資本市場の効率性向上および不公正取引の排除の観点からの議論として分類できよう（さらに、実質株主の把握という会社法的観点も加味される）。

### 2 日本におけるウルフパック対策

ウルフパック戦術やエクイティ・ディカッブリングは、大量保有報告制度その他現行の上場企業法規がこれまであまり意識してこなかった新事象である。欧米ではすでに制度的な「ウルフパック対策」の議論が活発化しているが（注二〇）、日本の大量保有報告制度も、欧米の大規模保有報告制度と同様の趣旨で導入されている。日本の大量保有報告制度は平成一八年改正で抜本改正がなされたこともあってすでに対策済みのウルフパックもあるし、また「新種」の未対策のウルフパックもあるといえる（注二一）。

なお、日本の「総会決戦」をめぐる制度的インフラは、①総会決議事項にかかる対象事項の範囲の点でも、また、②活動的株主が一般株主

に自らの主張を伝える手段の点でも、米国の現行制度よりも攻める株主側にフレンドリーな内容となっている面がある。それだけに、米国で生起している株主提案・委任状合戦などの総会決戦が日本で生じない理由は、制度面からは存在しないともいえる（なお、買収資金の準備が必要な分だけ、敵対的買収よりも委任状合戦は不要な手段として活用しやすい面がある）。

ウルフパック対策においては、上場企業のガバナンスの向上の視点からの議論も指摘されていて行われる株券等の大量の取得に関する十分な市場情報をしていない一般投資者の保護が主な制度趣旨として説明されることが多い。しかし、誰が主要株主なのかが上場企業側も把握できないと、上場企業がその説明責任などアクウンタビリティを果たすべき相手方も不明のままだり、上場企業の適正なガバナンスの観点からも問題がある（注二二）。こういう視点も今後の日本の議論では重要なつながりとなる。会社法も関連してくる論点となる。

また、議決権の自動停止など一定の民法的措置が難しいのかなど、サンクションのあり方も重要な論点となる（注二三）。

ただ、仮にウルフパック戦術に対して何らかの開示制度等が検討されるとしても、そもそも論として、ファンドがその投資活動の過程で正当にエクイティ・デリバティブを活用することによって新規に問われ始めているといえるかもしれない（注二六）。

上場企業の企業価値向上のためには、経営者側と株主側とがいかに對話を促進させ協調關係を構築していくのかが重要である。群衆のように闇から不意打ちで押しかけて交渉力を得ようとする者がオーナーとなつて、果たして企業経営の現場と株主との協調關係が形成され得るのか。ヘッジファンド・アクティビズムをめぐる上場企業法規制上の対応も、ヘッジファンドの存在やヘッジファンドが企業価値を高めるべく各種の要求を活発に行うことの是非の議論というよりも、ファンドの活動の過程で一部に採用されている手法が、経営者と株主間の生産的對話を促進させる観点から相当なもの・公正なものといえるかどうかが論点となる。

また、ファンドがエクイティ・デリバティブを正当に活用すること自体に対して過剰規制とならないよう、何が公正なマーケット・プラクティスなのかの理解の共有も求められる。こう

(注一六) 証券規制の問題では他に、主要株主としての短期売買収益の吐出し規制なども場合により適用回避できてしまふ。

(注一七) 会社法の文脈で生じるエンタテイナー・ボーティングや「基準日」かみ(Record date caputure)」の詳細については、武井一浩「中止権太郎」・星明男「ヘッジファンドと会社法」(資本市場研究会編の書籍に所収され近時刊行の予定)などを参照されたい。

(注一八) 米国で一九八〇年代半ばに起きたマーケット・スイープ行為の中に、買収提案を示すし、裁定取引者の買いを引きつけた上で、たちに買収提案を撤回し、裁定取引者から株式を急速に買い集めてしまうものがあった。この手のマーケット・スイープ行為は米国ではボイズンビルの普及(および州の買収規制会社法の規定と独禁法規定)により撃退されたが、現在は、エクティティ・ディリバティップを活用すれば、市場価格を引き上げることなく急速に大量の株式を取得できてしまうのである。

(注一九) ファンドに関する制度論は、これらの目的ごとにまったく異なる話であり、「ファンダム規制」という一言で表現してしまうことは議論を混乱させるものとなる。

(注二〇) たとえば米国では六月に出された

(注一九) ファンドに関する制度論は、これらの目的ごとにまったく異なる話であり、「ファンド規制」という一言で表現してしまうことは議論を混乱させるものとなる。

(注二〇) たとえば米国では六月に出されたニューヨーク連邦地裁の裁判例は濫用的事例に対する実質解釈での対応であり、英國では一種の立法論による対応といえる。

(注二一) 日本の大額保有報告制度については

会社に義務づける旨を by laws に規定するよう求めた株主提案に対する、委任状勧説に要した費用を償還するか否かは取締役会の経営判断事項であり、本株主提案は取締役会の経営判断権限を制約することになり、デラウエア会社法に反すると判示したものである。この判示の趣旨からすると、取締役会にライツプランの導入を禁止する旨の by laws 規定の導入を求める株主提案なども、デラウエア会社法上は効力を有しないこととなると分析されている。

(注二五) 上場企業株式に投資をしている欧米の大手ヘッジファンドの中には、議決権行使の基本方針を背後の投資家および投資先上場企業に対して開示する動きもみられる。

(注二六) 昨年のブルドックソース事件の高裁判決もその一端を示した司法判断と思われる。

した理解の進展に向けた議論は日本ではまだまだこれからである。

いずれにしてもヘッジファンドは、上場企業法制度に對して、今後とも新たな論点を提起し統けていく。本稿が日本でのそうした問題意識の喚起となれば幸いである。

(注一) その前提として、私募ファンドなどとしているわゆる仕組み規制などに服していないことでもヘッジファンドの特徴といえる。

(注二) ヘッジファンドの投資パフォーマンス(収益)は、市場リスクを探ることで得られるプレミアム(β)と、ファンドマネージャーのスキル(「人と同じでは勝てない」など)によりもたらされるもの(α)のうち、「株式や債券のロング・ポジションを取る伝統的投資手法」と比較して) αのほうの比率が高い点に特徴があるとも指摘されている。

(注三) ただ、ヘッジファンドへの資金流入の増大(大規模化)に伴い、金融市場における裁定機会にも限度があることから、市場動向も加味した投資手法も増えてきているともいわれている。

(注四) たとえば現在議論が活発なのは、サブプライムローン問題に端を発したヘッジファンドへの規制論である。

(注五) 「大量保有報告制度」は、日本では金融商品取引法(金融法)において規定されているが、欧米では企商法のような証券法制度で手当としている国もあるが、会社法まで含めて手当としている国もある。本稿で「大量保有報告制度」

した理解の進展に向けた議論は日本ではまだまことにこれからである。

(注一) その前提として、私募ファンドなどとしていわゆる仕組み規制などに服していないことでもヘッジファンドの特徴といえる。

(注二) ヘッジファンドの投資パフォーマンス(収益)は、市場リスクを採ることで得られるプレミアム(β)と、ファンスマネージャーのスキル(「人と同じでは勝てない」など)によりもたらされるもの(α)のうち、(株式や債券のロング・ポジションを取る伝統的投資手法と比較して) αのほうの比率が高い点に特徴があるとも指摘されている。

(注三) ただ、ヘッジファンドへの資金流入の増大(大規模化)に伴い、金融市場における裁定機会にも限度があることから、市場動向も加味した投資手法も増えているともいわれている。

(注四) たとえば現在議論が活発なのは、サブプライムローン問題に端を発したヘッジファンドへの規制論である。

(注五) 「大量保有報告制度」は、日本では金融商品取引法(金商法)において規定されているが、欧米では金商法のような証券法制度を手当している国もあれば、会社法まで含めて手当している国もある。本稿で「大量保有報告制度」

と議及する場合には、五パーセント（國によつては三バーセント）等の比率の上場株式を取得した者に対し、一定事項の対外的開示を行ふことを要請する制度として言及する。

（注六）本稿のとりまとめに当たつては、西村あさひ法律事務所の回憶である中山龍太郎弁護士、町田行人弁護士、佐藤修二弁護士、本柳伸介弁護士および星明男二ユーヨーク州弁護士から大変示唆に富むコメントを得た（なお文責は筆者にある）。

（注七）アクティビスト側の行動が開示される可能性として、大量保有報告制度以外に、いわゆる Proxy Rules（日本でいうと委任状勧説制度+株主提案制度+書面投票制度）に基づく開示（たとえば当局への必要書類の提出）があるしかしこうした Proxy Rules に基づく開示についても、アクティビスト型ヘッジファンド側はうまく対処している。

（注八）なおスマップの相手方は、同様のファンドである必要はなく、取引金融機関などでもよい。

（注九）機関投資家がERISA法などで一定の議決権行使義務を負っている米国では、分散投資を行つてゐる機関投資家は議決権行使アドバイザー機関の推進結果に年々従つて傾向を強めてゐる。議決権行使アドバイザー機関の中にはこうしたアカティビリスト型の活動に対して親和的な機関も少なくないため、議決権行使アドバイザー機関が同調することでこうしたファンドの活動の影響力・効果が増幅された事案も少なくなつようである。

(注一〇) たとえばある米国企業の例では、株主A(110パーセント弱保有)による「事業譲渡すべき」とのキャンベーンに対して、わずか二日後に他の二つのハッジファンドBとCが(A大量保有報告上) Aの「グレーブ」である旨もまたBとCとが「グレーブ」である旨の届出もなく支持を表明し、わずか二日で支持票が約四〇パーセントに達して勝負が決した(会社側は事業譲渡を決断せざるを得なくなった)事案もある。

(注一一) ウルフパック戦術に至るからくりは、本文で紹介した個様以外にも多岐にわたる。

(注一二) 上場企業側には、「狼」の正確な数は把握できないのである。

(注一三) ハッジファンドがある意味得意とする「レバレッジをかけている」とも表現できるかもしれない。

(注一四) ドイツにおいて、アクティビスト型ヘッジファンドの活動が「狼」ではなく「イナゴの来襲」に例えられているのも、こうした事象を説明したものである。ドイツも、資本市場を活用した直接金融よりも銀行融資を中心とした間接金融が強く、かつ製造業が国富の重要な業であるという特徴を有している限り、短期的利益の絶対的追求を図る一部のアクティビリスト型ヘッジファンドとはどうしても相容れない議論がわき起こる。

(注一五) 経済的権益と議決権とが分離された状態で、議決権のほうが不均衡に多い状態における議決権行使が「エンブティー・ボーティング」の問題であり、一方、外圧によって議決権を有する